

# 中国の貿易規制について！

2022年8月8日

夢と技術の経営研究所

# 目次

1. 中国の仕組みー1
2. 中国の仕組みー2
3. 中国の政策ー1
4. 中国の政策ー2
5. 信頼できないエンティティ・リスト規定
6. 外国法律・措置の域外適用の遮断弁法ー1
7. 外国法律・措置の域外適用の遮断弁法ー2
8. 反外国制裁法ー1
9. 反外国制裁法ー2
10. まとめ

# 1. 中国の仕組みー1

憲法には「中国は共産党が指導する」と規定されているので、「中国」という国家組織の上部概念として中国共産党が存在することになる。

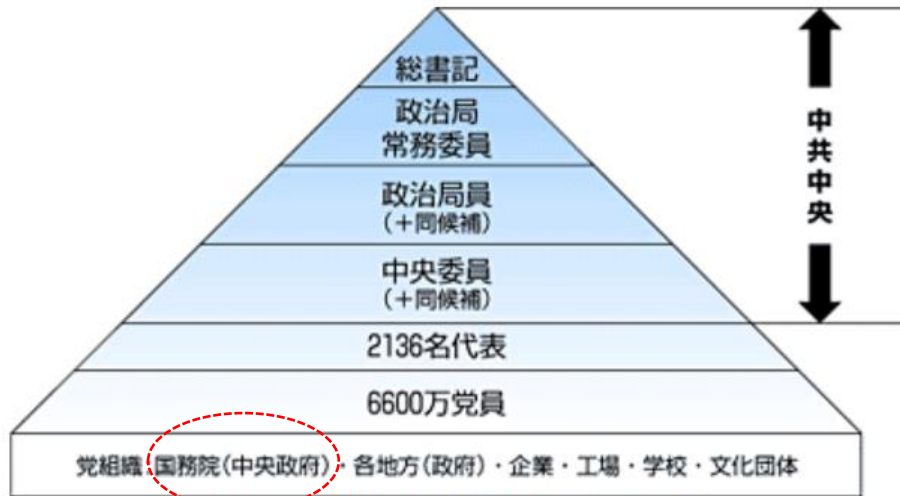
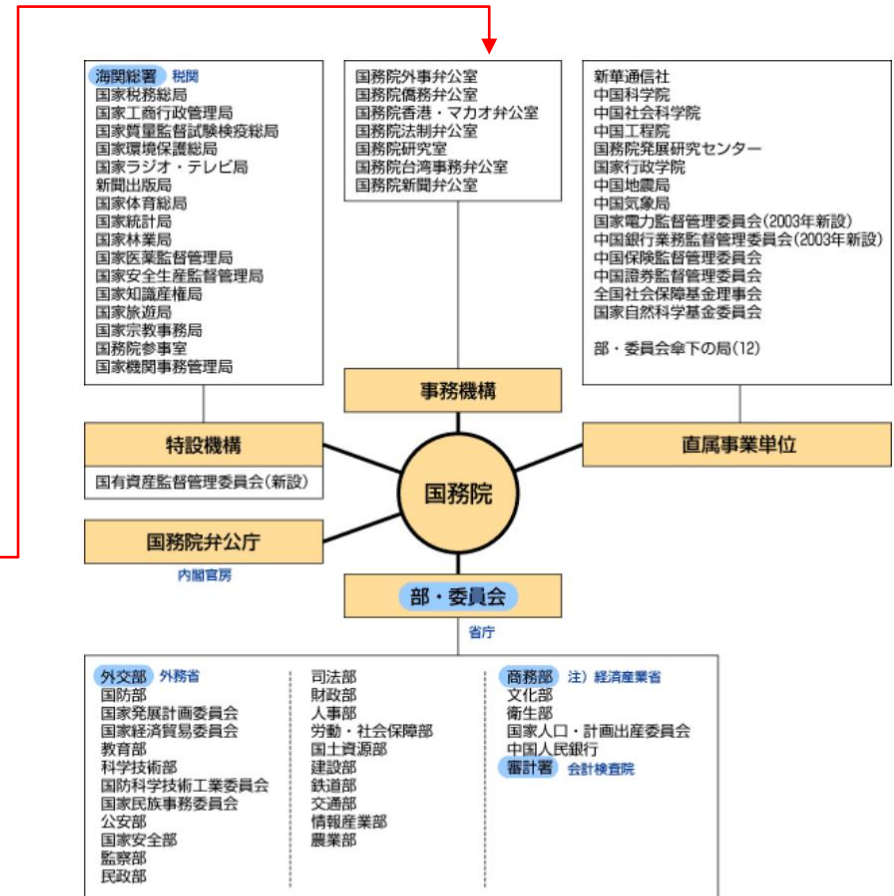


図8-1 中国共産党のピラミッド構造

出所) 稲垣清「図解 中国のしくみ」中経出版、25ページ



注) 対外貿易経済合作部と国家経済貿易委員会が統合・名称変更。 \*欄外は日本で相当するもの

図8-4 国务院の新しい組織図(2003年4月現在)

出所) 稲垣清「図解 中国のしくみ」中経出版、38ページ

## 2. 中国の仕組みー2

中国政府の上位に位置する中国共産党の中国共産党規約に基づいた中国の会社法の規定には、以下の条項がある。

◎中国の『会社法』第19条は、「会社においては、中国共産党規約の規定に基づき、中国共産党の組織を設置し、党の活動を展開する。会社は、党組織の活動に必要な条件を提供しなければならない。」と規定している。

◎同条にある『中国共産党規約』第29条は、「企業、農村、機関、学校、科学研究所(中略)その他基層組織は、3人以上の正式な党員がいる場合、必ず党の基層組織を設置しなければならない。」と規定している。

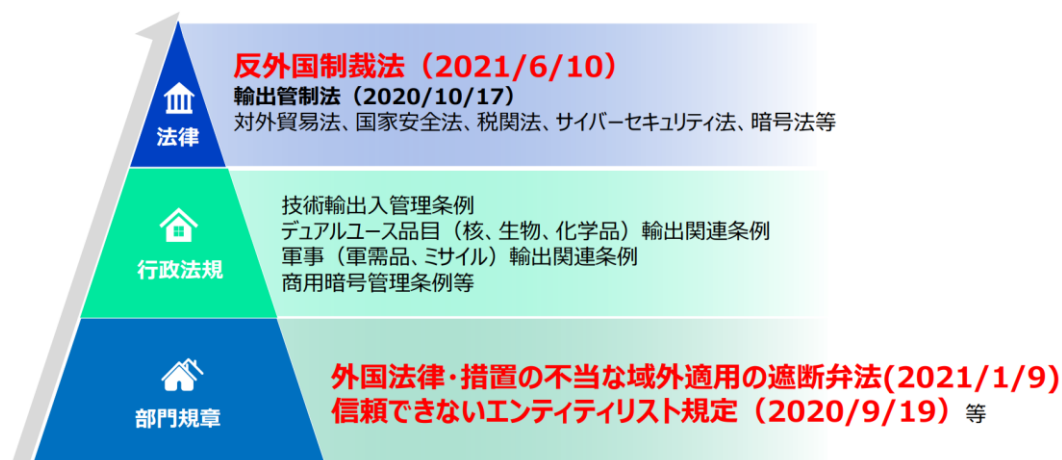
◎つまり、中国共産党の党員が3人以上いる企業では、『会社法』と『中国共産党規約』によって、中国共産党組織を設置しなければならない。

◎「中国に在る外資企業」も例外ではなく、2017年10月時点で、当時の齊玉・中央組織部副部長によると、「外資企業の70%が党組織を設置」しているということである。

◎そして、「外国に在る中国企業」についても同様なので、「日本に在る中国企業」にも中国共産党組織が設置されていて、中国共産党の管理の下で、中国の国家戦略に従って活動を行っていると考えられる。

### 3. 中国の政策—1

#### ◎中国の立法の全体的構造



出所:セミナー資料 日本貿易振興機構(ジェトロ)

#### ◎近年、中国政府が施行した法律

これら一連の法律の中には、域外適用(中国国内だけに適用するのではなく、海外の国にも適用)のものがあり、中国企業と中国との合弁企業、中国国民のみならず、日本企業と日本国民も対象になっている。

①国防動員法(2010年7月1日)

②国家安全法(2015年7月)

③国家情報法(2017年6月)

④信頼できないエンティティ・リスト規定(2020年9月19日)

⑤輸出管理法(2020年10月17日)

⑥外国法律・措置の域外適用の遮断弁法(2021年1月9日)

⑦反外国制裁法(2021年6月10日)

⑧データ安全法(2021年9月1日)

## 5. 中国の政策一2

### ◎国防動員法(2010年7月1日施行)

・同法は、「満18歳から満60歳までの男性公民及び満18歳から満55歳までの女性公民は、国防勤務を担わなければならない」「必要な予備役要員を確保する」「公民及び組織は、平時には、法により国防動員準備業務を完遂しなければならない」と規定しており、外国在住の中国人も免除対象ではなく国防勤務の対象者である。

### ◎国家安全法(2015年7月1日施行)

・同法は、「国家安全」の定義を第2条で「国家政権、主権、統一および領土保全、人民の福祉、経済社会の持続可能な発展、その他の国家の重大な利益に危険がなく、内外の脅威に侵されない状態」とかなり幅広く規定し、その上で、第15条で「売国、国家分裂、扇動反乱、政権の転覆および転覆を扇動するあらゆる行為、国家機密の窃取および漏えい、国外勢力による浸透・破壊・転覆・分裂活動を、防止・制止・処罰する」と規定している。

・言論の自由や政府に対する抗議行動などが押さえつけられることが懸念される。香港国家安全維持法が制定された。

### ◎国家情報法(2017年6月28日施行)

・同法は、「国家情報工作の法的根拠」「国家情報工作の実施体制」「組織・市民による工作活動への協力」などを規定している。

・第7条は、「いかなる組織及び公民も、国家情報工作を法に基づき支持、協助、協力し、知り得た国家情報工作の秘密を守らなければならない。国家は、国家情報工作を支持、協助、協力した個人と組織に対して、保護を与える」、第14条は「国家情報工作機構が法に基づき展開する情報工作は、関係機関、組織及び公民に必要な支持、協助、協力を提供するように要求することができる」と規定している。

## 5. 信頼できないエンティティ・リスト規定

### ◎「信頼できないエンティティ・リスト規定」(2020年9月19日施行)重要条項解説

主要条項内容		コメント
第1条	中華人民共和国は、国家主権、安全、発展の利益を守り、公正で自由な国家間の経済・貿易秩序を維持し、中国企業、その他組織又は個人の正当な権利と利益を保護するため、「中国対外貿易法」、「中華人民共和国国家安全法」その他の関連法規に基づき、本規定を制定する。	法源は対外貿易法、国家安全法とあるが、その後の反外国制裁法も上位法になる。
第2条	中国は、信頼できないエンティティ・リスト制度を整備して、外国実体に対して国際経済貿易及び関連活動における以下の行為に対して相応する措置を講じる。 (1) 中国の国家主権、安全及び発展利益を侵害する。 (2) <b>通常の市場取引規則に違反して、中国企業、他の組織または個人との通常取引を中断し、または中国企業、他の組織または個人に対して差別的措置をとり、中国企業、他の組織または個人の正当な権利と利益を嚴重に損害する。</b>	米国の対中制裁が発動された場合、外国企業がそれに追随して、中国企業との契約履行を中止したとき、米国法に準拠するのではなく、この中国法に準拠して判断する際の原則基準になる。特に通常の市場取引規則に違反しているかどうか判断の重要ポイントとされるため、抗弁が厳しい。
第7条	業務メカリズムは、調査の結果に基づいて、以下の要因を考慮して、外国実体を信頼できないエンティティ・リストに掲載するかどうかを決定し、公表する： (1) 中国の国家主権、安全保障、利益の侵害の程度。 (2) 中国企業、その他の組織または個人の正当な権利に対する損害の程度。 (3) 国際経済貿易規則の適合性。 (4) その他考慮すべき要因。	ここには4つ判断基準が提示されている。1と2のほか、国際経済貿易規則が強調され、米国法による一国主義、域外管轄権を排除しようとしています。
主要条項内容		コメント
第10条	業務メカリズムは、以下の1つまたは複数の措置(以下「処理措置」という)を採用して、公表することができる (1) <b>中国にかかわる輸出入活動を制限または禁止すること</b> (2) <b>中国国内への投資を制限または禁止すること</b> (3) <b>関係者、交通輸送手段などの入国を制限または禁止すること</b> (4) <b>関係者の中国国内での就労許可制限または解除すること</b> (5) <b>状況に応じて、相応する金額の罰金を科す。</b> 前項に規定する処分措置は、関係部門が職務分掌に従って法律により実施し、その他の関連組織及び個人は、その実施に協力するものとする。	エンティティ・リストという名称を使用しているが、米国BISの発動するEAR上の輸出管理措置であるエンティティ・リストではなく、米国OFACの発動するIEEPA上の制裁であるSDNリストに相当するもの。輸出入制限、投資制限、入国制限、就労制限、罰金の制裁等は、中国市場から追放されると同義になる。
第11条	外国実体をエンティティ・リストに掲載する公告に、外国実体に関する是正期限を明示した場合、その期間内にこの規則第10条規定の措置を講じない。外国実体が期限内にその行為を是正しない場合、この規則第10条の規定に従って、措置が講じられる。	執行猶予がついているので自らの是正を促す意図がある。
第12条	関連する外国実体が、中国関連の輸出入活動に従事することを制限または禁止されている場合、中国企業、その他の組織または個人は、例外的な状況において、その外国実体との取引を行う必要がある場合、業務メカリズムに申請し、同意を得た後、外国実体との取引を行うことができる。	一部容認として、中国企業が申請し認可された場合、臨時許可が認められる。米国の執行猶予や臨時許可制度と相似する。

## 6. 外国法律・措置の不当な域外適用の遮断弁法一

### ◎「外国法律・措置の域外適用の遮断弁法」（2021年1月9日施行）重要条項解説

	主要条項内容	コメント
第1条	外国法律・措置の不当な域外適用による中国への影響を遮断し、国家主権、安全及び発展利益を維持し、公平・自由な国際経済貿易秩序を維持し、中国の国民、法人、その他の組織の合法的な権益を守るために、「中華人民共和国国家安全法」等の関連法律に基づき、本弁法を制定する。	法源は国家安全法とあるが、その後の反外国制裁法も上位法になる。内容は、EUの1996年に制定された遮断法を参考された跡あり。
第2条	本弁法は、外国法律・措置の域外適用が国際法と国際関係の基本原則に違反し、中国の国民・法人・その他の組織と、第三国（地域）及びその国民・法人・その他の組織との間における正常な経済貿易及び関連活動の実施を不当に禁止又は制限する場合に適用する。	域外管轄とは、二国間で完結せずに、第三国にも法的拘束力が及ぼす場面を想定すると理解しやすい。本「遮断弁法」の適用範囲には明言こそされていないが、米国制裁への対抗措置としての性格が強いと見られている。
第5条	外国法律・措置により、第三国（地域）及びその国民・法人・その他の組織との間における正常な経済貿易及び関連活動の禁止又は制限に遭遇したとき、中国の国民、法人、その他の組織は、30日以内に国务院商務主管部門に関連状況を如実に報告しなければならない。報告者が秘密保持を要求したとき、国务院商務主管部門及びその職員は、秘密保持をしなければならない。	中国企業が30日以内に報告義務を負う。企業からの報告をなくして、政府が自法的プロセスを起動できるかは明言されていない。
第6条	業務メカニズムは、次の要素を総合的に考慮した上、関連する外国法律・措置の不当な域外適用の存否を評価・確認する。 （一）国際法、及び国際関係の基本原則への違反の是非。 （二）中国の国家主権、安全及び発展利益に及ぼし得る影響。 （三）中国の国民、法人、その他の組織の合法的な権益に及ぼし得る影響。 （四）その他考慮すべき要素。	域外管轄の評価基準には、国際ルール、中国の国家主権と安全、発展の利益、国民の合法的権益とされている。覇権主義的な域外管轄は容認しないと宣言している。
	主要条項内容	コメント
第7条	業務メカニズムが評価を経て関連外国法律・措置に不当な域外適用の存在を認めた場合、その決定により、国务院商務主管部門は、関連する外国法律・措置の承認、執行、遵守を禁止する旨の命令（以下「禁止令」という。）を公布することができる。業務メカニズムは、実情に基づき、禁止令の中止又は取消しを決定することができる。	<b>禁止令：</b> 不当な域外適用の外交法律、措置に対して、その承認、執行、遵守を禁止する！
第8条	中国の国民、法人、その他の組織は、国务院商務主管部門に対して禁止令への遵守免除を申請することができる。遵守免除を申請するとき、申立人は、国务院商務主管部門に対して書面の申請を提出するものとする。書面の申請は、免除の理由及び免除の範囲等の内容を記載するものとする。国务院商務主管部門は、申請を受理した日から30日以内に可否の決定を下さなければならない。状況が緊急であるときに、速やかに決定を下さなければならない。	免除制度が設けられている。
第9条	当事者が禁止令範囲内の外国法律・措置を遵守し、中国の国民、法人、その他の組織の合法的な権益を侵害したとき、中国の国民、法人、その他の組織は、法により人民法院に対して訴訟を提起し、かかる当事者に対して損害賠償を要求することができる。ただし、当事者が本弁法第八条の規定に従って免除を取得したときは、この限りでない。 禁止令範囲内の外国法律を根拠に下された判決、裁定により損害を受けたとき、中国の国民、法人、その他の組織は、法により人民法院に対して訴訟を提起し、かかる判決、裁定により利益を受けた当事者に対して損害賠償を要求することができる。 本条第1項、第2項に定める当事者が、人民法院の発効した判決、裁定の履行を拒否したとき、中国の国民、法人、その他の組織は、法により人民法院に対して強制執行を申請することができる。	<b>【重要】</b> 当事者の概念が突如現れたが定義はなかった。文脈からすれば、当事者が中国企業と契約関係のある相手当事者と解釈することができるので、当事者には外国企業が含まれると理解することが自然と考える。 外国企業が禁止令に違反した場合、中国で損害賠償が提訴される法根拠として示されているので要注目。たとえ外国企業が外国で中国企業を相手に勝訴した場合でも、禁止令に違反していたら、中国企業の中国における求償権が認められる。さらに、中国裁判所による強制執行も認められている。 部門規則というレベルで、司法上の訴権の創設であり、また民事訴訟法との関係性が疑問視されるが、その後の反外国制裁法の立法により整合性が整った。



## 7. 外国法律・措置の不当な域外適用の遮断弁法一2

### ◎「外国法律・措置の域外適用の遮断弁法」(2021年1月9日施行)重要条項解説

	主要条項内容	コメント
第11条	中国の国民、法人その他の組織が禁止令に従い、外国法律・措置を遵守せずに重大な損失を受けた場合、政府の関連部門が具体的状況に応じて、必要な支援を行うことができる。	中国政府による企業への救済であるが、具体的な内容が不明であり、やや弱い。
第12条	外国法律・措置の不当な域外適用に対し、中国政府は、実際の状況と需要に基づき、必要な報復措置を採択することができる。	報復措置の可能性を規定。のちに反外国制裁法が登場する。
第13条	中国の国民、法人、その他の組織が規定どおりに関連状況を報告せず、又は禁止令を遵守しなかったとき、国務院商務主管部門は、警告を与え、期限内の是正を命令することができ、情状の程度に応じて過料を併科することもできる。	違反した場合の罰則。

## 8. 反外国制裁法一1

### ◎「反外国制裁法」(2021年6月10日施行)重要条項解説

主要条項内容		コメント
第1条	国の主権、安全、発展の利益を擁護し、中国の公民、組織の合法権益を保護するため、憲法に基づいて、本法を制定する。	立法の目的
第2条	中華人民共和国は、独立自主の平和外交政策を堅持し、主権と領土の完全性の相互尊重、相互不可侵、内政の相互不干渉、平等互惠、和平共存の5原則を堅持し、国連を中核とする国際体系と国際法を基礎とする国際秩序を擁護し、世界各国との友好協力関係を発展させ、人類運命共同体の構築を推し進める。	中国外交の5大指導原則が報復の正当化理由。国連中心説と国際法をベースとする国際秩序の強調が一貫した主張。
第3条	中華人民共和国は覇権主義と強権政治に反対し、いかなる国がいかなる口実、いかなる方式によって中国の内政に干渉することにも反対する。 外国国家が国際法と国際関係の基本準則に違反し、各種口実やその本国の法律に依拠して、中国に対して抑制、抑圧を行い、中国の国民、組織に対して <b>差別的制限措置</b> を講じ、 <b>中国の内政に干渉した</b> 場合、中国は相応の報復措置を講じる権利を有する。	<b>反外国制裁の定義</b> 中国政府に対する内政干渉、中国経済に対する経済抑圧、中国企業に対する差別的制限措置に対して、「やられたらやり返す」と宣言。
第4条	国务院の関係部門は本法第3条に規定する差別的制限措置の <b>制定、決定、実施</b> に直接または間接的に関与した個人、組織を報復リストに掲載することができる。	制定、決定、実施の主体は、いずれも立法機関、政治団体、政治家、行政部門を指している。例：米国元国務長官マイク・ポンペオ、米国上院議員。
主要条項内容		コメント
第5条	本法第4条規定に基づいて報復リストに掲載した個人、組織の他に、国务院の関係部門はさらに以下の個人、組織に対して報復措置を講じることができる。 (1) 報復リストに掲載した個人の配偶者と直系親族； (2) 報復リストに掲載した組織の高級管理職員または実質的支配者； (3) 報復リストに掲載した個人が高級管理職を務める組織； (4) 報復リストに掲載した個人と組織が実質的に支配し、または設立、運営に関与する組織。	追加リストでは、個人から密接な関係を有する企業に拡大される
第6条	国务院の関係部門は各自の職責と職務分業に基づいて、本法第4条、第5条に規定する個人、組織に対して、実際の状況に基づいて、以下の一つまたは複数の措置を講じることができる： (1) 査証を発行しない、入国禁止、査証取消、あるいは国外追放； (2) 中国国内にある動産、不動産やその他の各種財産の差し押さえ、押収、凍結； (3) 中国国内の組織、個人との関連取引、協力等の活動の禁止または制限； (4) その他の必要な措置。	これらは米国のIEEPAから一部取り入れた制裁措置でもある。
第7条	国务院関係部門が本法第4条から第6条規定に基づいて下した決定は最終決定とする。	一審結審。異議申立手続きがない。
第8条	制裁措置を講じる根拠となる状況に変化が生じた場合、国务院の関係部門は関連する報復措置を一時停止、変更あるいは取り消すことができる。	調整可能規定

## 9. 反外国制裁法一2

### ◎「反外国制裁法」(2021年6月10日施行)重要条項解説

主要条項内容		コメント
第9条	報復リストと報復措置の確定、一時停止、変更あるいは取消は、外交部あるいは国務院のその他の関係部門が命令を発布し公布する。	従来の外交部が主導するため、報復リストに政治家や政治団体が中心になると想定。
第10条	国は反外国制裁業務調整機構を設立し、調整にかかわる関連業務の統括に責任を負う。 国務院の関係部門は連携・協力と情報共有を強化し、各自の職責と任務の分業に基づいて関連する報復措置を確定し、実施しなければならない。	業務調整機構が新設される。
第11条	中国国内の組織と個人は、国務院の関係部門が講じる報復措置を実行しなければならない。前項の規定に違反した組織と個人に対して、国務院の関係部門は法に基づいて処理し、これら組織・個人が関連活動に従事することを制限または禁止する。	中国国内企業と個人に対する義務づけ。
第12条	<b>いかなる組織</b> と個人も、外国国家が中国の公民、組織に対して講じた <b>差別的規制措置</b> を実行、または実行に協力してはならない。 組織と個人が前項の規定に違反し、中国の公民、組織の合法権益を侵害した場合、中国の公民、組織は法に基づいて人民法院に訴訟を提起し、 <b>侵害行為の差し止め、損害賠償を請求することができる。</b>	「いかなる組織」に、外国企業も含まれるはず。 差別制限措置を実行した場合、不法行為責任として損害賠償責任を負う。
主要条項内容		コメント
第13条	中国の主権、安全、発展の利益を害する行為に対して、本法の規定の他に、関連する法律、行政法規、部門規章によってその他の必要な報復措置を講じることを規定することができる。	<信頼できないエンティティ・リスト規定>、 <外国の法律と措置の域外適用の遮断弁法> との補完関係が意識された規定。
第14条	いかなる組織と個人も報復措置を実行せず、あるいは実行に協力しなかった場合、法に基づいて法的責任を追及する。	義務規定（二次制裁ではない）
第15条	<b>外国</b> の国家、 <b>組織</b> あるいは個人が中国の主権、安全、発展利益を害する行為を実施、協力、支援した場合、必要な報復措置を講じる必要があるとき、本法関連規定を <b>参照して実行する。</b>	<b>重要！</b> 外国企業が内政干渉するような行為があった場合、報復リストに掲載され、報復措置が取られる可能性がある。
第16条	本法は公布日より施行する。	2021年6月11日-13日に、G7サミット開催。 その直前の2021年6月10日に、本法公布。

## 10. まとめ

### ◎ 信頼できないエンティティ・リスト規定

取引相手が、エンティティ・リストに掲載されているか否かを確認する。エンティティ・リストという名称を使用しているが、米国商務省・産業安全保障局(BIS)の発動する輸出管理則(EAR)上の輸出管理措置であるエンティティ・リストではなく、米国財務省・外国資産管理室(OFAC)の発動するIEEPA上の制裁であるSDNリストに相当するものである。

その結果により、適切な対応を行う。

### ◎ 外国法律・措置の域外適用の遮断弁法

禁止令により、不当な域外適用の外交法律、措置に対して、その承認、執行、遵守を禁止するものである。中国政府が、外国の制裁の不当域外適用を否定する禁止令を発布した後、外国企業が禁止令に違反して外国の制裁に従い遵守して始めると、中国の法律違反になる。禁止令が前提条件になるため、禁止令を確認する。

### ◎ 反外国制裁法

外国企業が外国の差別的制限措置を実行し、または実行に協力した場合、中国企業に損害を与えたときに、損害賠償責任が追及されるリスクが生じる。事前警報がないため、予見困難である。今後適用基準の細分化が期待されるため、その適用基準を確認する。

夢と技術の経営研究所  
[www.yumegi.com](http://www.yumegi.com)